【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第百九十四条の三　削除　（第百九十四条の六に統合）

（改正前）

第百九十四条の三　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第五十六条、第六十六条、第七十九条の十五及び第百五十四条の二の規定により証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

②　委員会は、第五十六条、第六十六条、第七十九条の十五及び第百五十四条の二の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

③　委員会は、前項の規定による委任を行つたときは、その内容を公示するものとする。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第百九十四条の三　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第五十六条、第六十六条、第七十九条の十五及び第百五十四条の二の規定により証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

②　委員会は、第五十六条、第六十六条、第七十九条の十五及び第百五十四条の二の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

③　委員会は、前項の規定による委任を行つたときは、その内容を公示するものとする。

（改正前）

第百九十四条の三　大蔵大臣は、この法律の施行に関する事務の一部を財務局長又は財務支局長をして行わせることができる。

（②③　新設）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第百九十四条の三　大蔵大臣は、この法律の施行に関する事務の一部を財務局長又は財務支局長をして行わせることができる。

（改正前）

第百九十四条の二　大蔵大臣は、この法律の施行に関する事務の一部を財務局長又は財務支局長をして行わせることができる。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】

（改正後）

第百九十四条の二　大蔵大臣は、この法律の施行に関する事務の一部を財務局長又は財務支局長をして行わせることができる。

（改正前）

第百九十四条の二　大蔵大臣は、この法律の施行に関する事務の一部を財務局長又は福岡財務支局長をして行わせることができる。

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】

（改正後）

第百九十四条の二　大蔵大臣は、この法律の施行に関する事務の一部を財務局長又は福岡財務支局長をして行わせることができる。

（改正前）

第百九十四条の二　大蔵大臣は、この法律の施行に関する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第百九十四条の二　大蔵大臣は、この法律の施行に関する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

（改正前）

第百七十四条　証券取引委員会は、その監督の下に、財務局をして、この法律の施行に関する事務の一部を掌らしめることができる。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】

（改正後）

第百七十四条　証券取引委員会は、その監督の下に、財務局をして、この法律の施行に関する事務の一部を掌らしめることができる。

（改正前）

第百七十四条　証券取引委員会は、その監督の下に、財務部をして、この法律の施行に関する事務の一部を掌らしめることができる。

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】

（改正後）

第百七十四条　証券取引委員会は、その監督の下に、財務部をして、この法律の施行に関する事務の一部を掌らしめることができる。

（改正前）

第百七十四条　証券取引委員会は、その監督の下に、財務局をして、この法律の施行に関する事務の一部を掌らしめることができる。

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百七十四条　証券取引委員会は、その監督の下に、財務局をして、この法律の施行に関する事務の一部を掌らしめることができる。